特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

羽島市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

羽島市長

公表日

令和4年12月26日

関連情報 Т

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務				
①事務の名称 個人住民税に関する事務					
②事務の概要	□大氏氏状はい時代が深りととのできるが明れた状とは、回入が取れたがりたと思います。とのできる道府県民税(以後、個人道府県民税と称す)が存在する。個人市町村民税および個人道府県民税のそれぞれにおいて、所得額に比例して課税される所得割と原則的に全ての納税義務者に対して一律に課税される均等割の賦課額が決定される。これらは、税制改正によって必要に応じて見直しが行われる。 ・個人道府県民税については、地方税法第41条により個人市町村民税と一括して賦課徴収を実施している。 ・本業務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①課税対象者情報の準備 ②住民・給与支払者等からの申告等情報及び各種申請書の受理 ③他市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認 ④賦課決定・更正等 ⑤納税者への税額通知の発送 ⑥減免に関する事務 ⑦賦課情報に基づく所得・課税証明書等の発行 ⑧他自治体等から羽島市への調査回答、羽島市から他自治体等への税務調査実施 ⑨公金受取口座情報の確認				
③システムの名称	市県民税システム、住民税申告受付支援システム、電子申告(eLTAX)システム、国税連携システム、宛名管理システム、中間サーバー、証明書コンビニ交付システム				
2. 特定個人情報ファイル	2. 特定個人情報ファイル名				

市県民税システムファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表第一第16項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律(口座登録法)第2 条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律(口座登録法)施 行規則第2条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択版> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	30、31、34、35、37、3	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民部税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

羽島市総務部総務課 〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地 058-392-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

羽皀市市民部税務課

連絡先 〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地 058-392-1111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[10万人以上30万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上				
	いつ時点の計数か		令和2年2月28日 時点					
2. 取扱者	数							
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
	いつ時点の計数か		2年2月28日 時点					
3. 重大事	b 数							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	西書の種類		
[基礎項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施されている。			重点項目評	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 平価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(青報提供	ネットワークシスラ	ムを通じ	た入手を除く。)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託		[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	:の接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	く選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・2	肖去			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
8. 監査				
実施の有無	[0]	自己点検	[O]	内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・日	各			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月22日	I5 ②所属長	税務課長 松原 雄一、収納課長 高橋 宏成	税務課長 三輪 弘司、収納課長 高橋 宏成		人事異動に伴う単なる名称の 変更であるため、重要な変更 に該当しない
平成28年11月30日	I 1 ③システムの名称	ステム、収納消込システム、滞納整理システ	市県民税システム、住民税申告受付支援システム、電子申告(eLTAX)システム、国税連携システム、宛名管理システム、中間サーバー	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月30日	I 1 ②事務の概要	・個人住民税は市町村が課すことのできる市町村民税(以後、個人市町村民税と称す)と道府県が課すことのできる道府県民税(以後、個人市町村民税のそれぞれにおいて、所得額に比例して課税される所得に対して、所得額に比例を書きないでは、地方税法明的に全ての納税義務者に対して、時間では、地方税法明的に全等割の賦課額が決定される。これらわる。・個人道府県民税については、地方税法明は、地方税法明の上により個人市町村民税と一括して賦課徴によっては、地方税法明とでいる。・本業務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。・本業務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。・本業務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。・本業務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。・本業務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。①課税が書音に表する事務の申告等情報及び各種申町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認 ②住民・給与支援の事務・財政が開発を表している。・本業務に対している。・本業務には、地方税法の申告等情報及び、連続の事務に表が合いの申告等情報及び、事務に関連の事務を表している。「課税証明書等の発行をのを表している。」とは、対しているには、対しているのでは、対しないのでは、対しているのでは、対しているのでは、対しているのでは、対しているのでは、対しているのでは、対しているのでは、対しているのでは、対しているのでは、対しているのでは、対しているのでは、対しないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのでは	祝制改正によって必要に応して見直しか行われ	事後	
平成28年11月30日	I 4 ②法令上の根拠	第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、2 3、26、27、28、29、31、34、35、37、39、 40、42、48、54、57、58、59、61、62、6 3、64、65、66、67、70、71、	29、31、34、35、37、39、40、42、48、5 4、57、58、59、61、62、63、64、65、66、 67、70、71、 74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月30日	I5 ①部署	総務部税務課、収納課	総務部税務課	事後	
平成28年11月30日	I 5 ②所属長	税務課長 三輪 弘司、収納課長 高橋 宏成	税務課長 三輪 弘司	事後	
平成28年11月30日	I8 連絡先	羽島市総務部税務課、収納課 〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地 058-392-1111	羽島市総務部税務課 〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地 058-392-1111	事後	
平成29年4月1日	I 5 ②所属長	税務課長 三輪 弘司	税務課長 林 憲	事後	
令和1年6月25日	I 1③システムの名称 I 5②所属長の役職名 IVリスク調査	I 1③追加システムについては記載無し I 5②税務課長 林 憲 IVリスク調査の記載無し	I 1③下記システム追加 証明書コンビニ交付システム I 5②税務課長 IVリスク調査追加(各項目に記載)	事後	
令和2年3月6日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成26年7月22日時点	令和2年2月28日時点	事後	評価書見直しに伴う変更
令和2年3月6日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成26年7月22日時点	令和2年2月28日時点	事後	評価書見直しに伴う変更
令和3年4月1日	I 5 ①部署	総務部税務課	市民部税務課	事前	
令和3年4月1日	I8 連絡先	羽島市総務部税務課	羽島市市民部税務課	事前	
令和3年10月19日	②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号	事後	重要な変更に当たらない変更 (令和3年法律第37号による番 号法改正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月26日	I 1 ②事務の概要	村民税(以後、個人市町村民税と称す)と道府 県が課すことのできる道府県民税(以後、個人 道府県民税と称す)が存在する。個人市町村民 税および個人道府県民税のそれぞれにおい て、所得額に比例して課税される所得割と原則 的に全ての納税義務者に対して一律に課税さ れる均等割の賦課額が決定される。これらは、 税制改正によって必要に応じて見直しが行われ る。 ・個人道府県民税については、地方税法第41条 により個人市町村民税と一括して賦課徴収を実 施している。 ・本業務における特定個人情報ファイルは、以 下の事務に使用している。 ①課税対象者情報の準備 ②住民・給与支払者等からの申告等情報及び 各種申請書の受理	て、所得額に比例して課税される所得割と原則的に全ての納税義務者に対して一律に課税される均等割の賦課額が決定される。これらは、税制改正によって必要に応じて見直しが行われる。 ・個人道府県民税については、地方税法第41条により個人市町村民税と一括して賦課徴収を実施している。 ・本業務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①課税対象者情報の準備 ②住民・給与支払者等からの申告等情報及び各種申請書の受理 ③他市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認 ④賦課決定・更正等 ⑤納税者への税額通知の発送 ⑥減免に関する事務 ⑦賦課情報に基づく所得・課税証明書等の発行 ⑧他自治体等から羽島市への調査回答、羽島	事後	公的給付の支給等の迅速か つ確実な実施のための預貯 金口座の登録等に関する法 律(令和3年法律第38号)
令和4年12月26日	I 3 法令上の根拠	の番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表第一第16項	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表第一第16項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律(口座登録法)第2条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律(口座登録法)施行の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律(口座登録法)施行規則第2条	事後	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)

	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令禾	14年12月26日	I 4 法令上の根拠	番号法第19宋第8号 別表第一(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120項)	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20,23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121項) 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二第27項	事後	